

【適用業務に関する取扱い】

◇一時帰休に伴う被保険者資格及び標準報酬の取り扱いについて
別紙、東京都総合健康保険組合協議会作成資料「[新型コロナウイルス感染症の影響により労働者を一時帰休させる場合の健康保険の取り扱い](#)」をご覧ください。

◇令和2年4月から7月までの間に新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い、報酬が急減した者についての健康保険の標準報酬月額保険者算定の特例（月額変更届の特例）について
↑受付を終了しております

◇令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い、報酬が急減した者についての健康保険の標準報酬月額保険者算定の特例（月額変更届の特例）について
↑受付を終了しております

↓ ※延長されました

◇令和3年4月以降に新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い、報酬が急減した者についての健康保険の標準報酬月額保険者算定の特例（月額変更届の特例）について